

北海道教育大学札幌校学生自治会規約

- 第1章 総則(第1条-第6条)
- 第2章 組織
 - 第1節 機関(第7条 - 第10条)
 - 第2節 学生総会(第11条 - 第15条)
 - 第3節 代議員会(第16条 - 第24条)
 - 第4節 分野会(第25条 - 第32条)
 - 第5節 自治会執行部(第33条 - 第40条)
 - 第6節 監査委員(第41条 - 第45条)
- 第3章 会計(第46条 - 第52条)
- 第4章 補則(第53条 - 第54条)

第1章 総則

第1条(学生自治会の名称)

本会は、北海道教育大学札幌校学生自治会とよび、北海道教育大学札幌校に置く。

第2条(学生自治会の目的)

本会は、本学の学生による自治を確立し、学生生活の向上と会員相互の親睦を目的とする。また、宗教団体や過激派組織とは一切関与しない。

第3条(学生自治会の会員)

本会は、北海道教育大学札幌校の学部学生をもってこれを組織する。

第4条(会員の権利)

- (1) 本会の活動によって生ずる利益を平等にうけること。
- (2) 所定の手続きを行い、本会から脱会すること。

[一部改正 令和5年規則第2号]

第5条(会員の義務)

- (1) 学生総会に出席しその決議に参加すること。
- (2) 本会の規約及び規定に従うこと。
- (3) 本会会費を納入すること。

第6条(学生自治会における自治権の擁護)

本会は、すべての学生の自治によって運営されるものであり、学生の自治を侵害する不当な干渉、拘束、強制は受けない。

第2章 組織

第1節 機関

第7条(学生自治会における議決機関)

本会は議決機関として、学生総会及び代議員会を置く。

第8条(学生自治会における執行機関)

本会は執行機関として、自治会執行部を置く。

第9条(学生自治会における特別委員会)

本会は特別委員会として、監査委員を置く。

第10条(体育会及びサークル協議会との関係)

本会と体育会及びサークル協議会は、各々の規約に則って活動を行うため、互いに干渉しない。但し、それぞれの活動を行う上で検討するべき議案が発生した場合、代議員会で議決する。

第2節 学生総会

第11条(学生総会の目的)

学生総会は、本会における最高決議機関とする。

第12条(学生総会の内容)

学生総会において、以下の事項の決議及び承認を行うものとする。

- (1) 自治会長の承認
- (2) 活動報告及び活動方針の承認
- (3) 予算の承認
- (4) 決算報告
- (5) 規約改正
- (6) その他、全会員に関わる重要事項

第13条(学生総会の開催)

学生総会は年一回の開催を原則とする。但し、以下の場合において臨時に開催することができる。

- (1) 自治会長を変更するとき
- (2) 代議員会で開催が決定したとき
- (3) 会員の10分の1以上の要求があったとき

第14条(学生総会の開催要件)

学生総会は、会員の4分の1以上の者の出席または委任状の提出をもって成立する。開催されなかった場合は、代議員会がその議決を代行する。

第15条(学生総会の議決)

学生総会の議決は出席会員の過半数をもって成す。

第3節 代議員会

第16条(代議員会の目的)

代議員会は、協議の場であるとともに、学生総会に次ぐ議決機関である。

第17条(代議員会の内容)

代議員会は、以下の事項について議決する。

- (1) 自治会長の選出
- (2) 学生総会に提出する議案に関する事項
- (3) 本会所属の複数専攻・分野に関係する議題
- (4) 本会所属の課外活動に関係する議題
- (5) 北海道教育大学札幌校に対する要望
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事項

第18条(自治会長の選出)

自治会長は、分野代表の互選で選出する。一般学生が自治会長に立候補する場合は、分野代表が代議員会の場へ推薦する。また、自治会長は、他の執行部の役職及び体育会代表、サークル協議会代表と兼任することはできない。

第19条(代議員会の開催)

代議員会は、二カ月に一回の開催を原則とする。また以下の場合には臨時で開催する。

- (1) 学生総会を開催することが決まったとき
- (2) 自治会長から開催の要望があったとき
- (3) 代議員の過半数の要望があったとき

第20条(代議員会の構成)

代議員会は、以下の代議員をもってこれを組織する。

- (1) 第29条で選出された分野代表
- (2) 自治会執行部
- (3) 体育会代表
- (4) サークル協議会代表

第21条(代議員の参加)

代議員は、必ず代議員会に出席しなければならない。但し、やむを得ない理由のために出席できない代議員は、他の会員を代理人として表決を委任することができる。

第22条(代議員会の議長)

代議員会の議長は、分野代表の互選により選出する。

第23条(代議員会の決議)

代議員会の決議は、分野代表の過半数の賛成をもって議決される。

第24条(代議員会の公開)

代議員会の開催及び協議した内容は公示する。また、代議員会は公開し、会員であれば傍聴することができる。

第4節 分野会

第25条(分野会の構成)

分野会は、分野の全員をもってこれを組織する。各学年1名学年代表を選出し、1年生から3年生の学年代表のうち1名をその分野の分野代表とする。

[一部改正 令和5年規則第2号]

第26条(分野会の運営)

分野の運営に関する事項は各分野がこれを定め、分野代表が分野会を運営する。但し、本規約に反してはならない。

第27条(分野会の活動内容)

分野会は以下の事項について議決する。

- (1) 代議員会の議案
- (2) 北海道教育大学札幌校への要望
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な事項

第28条(分野代表の任期)

分野代表の任期は、半期ごと(4月1日～9月30日、10月1日～3月31日)とする。但し、再任は妨げない。

第29条(分野代表の選出)

分野代表は、以下の各分野ごとに1名ずつ、第25条に基づき選出される。

- (1) 学校教育専攻教育学分野
- (2) 学校教育専攻教育心理学分野
- (3) 特別支援教育専攻特別支援教育分野
- (4) 言語・社会教育専攻国語教育分野
- (5) 言語・社会教育専攻社会科教育分野
- (6) 言語・社会教育専攻英語教育分野
- (7) 理数教育専攻算数・数学教育分野
- (8) 理数教育専攻理科教育分野
- (9) 生活創造教育専攻総合技術教育分野
- (10) 生活創造教育専攻家庭科教育分野
- (11) 芸術体育教育専攻音楽教育分野
- (12) 芸術体育教育専攻図画工作・美術教育分野
- (13) 芸術体育教育専攻保健体育教育分野
- (14) 養護教育専攻養護教育分野

第30条(分野代表の失職)

分野代表は、分野代表の所属する分野内の過半数の署名があれば、罷免することができる。また、分野代表が心身の故障などのため職務を執ることができないとき、辞職を願い出て、それが正当な理由と認められた場合、その職を失う。

第31条(失職後の分野代表の選出)

分野代表を罷免した分野は、次の代議員会までに新たな分野代表を選出しなければならない。

第32条(第30条で選出された分野代表の任期)

第31条で選出された分野代表の任期は、前任者の残任期間とする。

第5節 自治会執行部

第33条(自治会執行部の目的)

自治会執行部は会員相互の交流を促進し、大学運営に学生の意見を反映させるために、学生総会を維持、運営する。

第34条(自治会執行部の所在)

自治会執行部は、本学内に本部を置く。

第35条(執行委員会の開催)

自治会執行部は、毎週1回定期的に執行委員会を開き、必要に応じて臨時会議を開く。

第36条(執行委員会の内容)

- (1) 予算・決算の作成
- (2) 新入生歓迎会運営の企画・運営
- (3) 藍涼祭の企画・運営
- (4) 会員の意見の集約
- (5) 活動方針の報告・作成
- (6) その他本会の活動に関する事

[一部改正 令和6年規則第3号]

第37条(自治会執行部の役職)

自治会執行部は、以下の役職を置く。

- (1) 自治会長 1名
- (2) 副自治会長 1名
- (3) 会計 2名
- (4) 広報 3名
- (5) 執行委員 若干名

[一部改正 令和6年規則第3号]

第38条(自治会執行部の任期)

自治会執行部の任期は、4年生に関しては自治会長による選出後から当該年度末迄、1年生から3年生に関しては自治会長による選出後から次年度の選出迄とする。

第39条(自治会執行部の役職の選出)

自治会長は、代議員会によって選出され、学生総会で承認される。その他の役職については、自治会長が選出する。但し、分野代表との兼任は認めない。

第40条(自治会執行部員の失職)

会員は、会員の2分の1以上の署名を提出することで、該当する自治会執行部員を罷免することができる。また、自治会執行部員が心身の故障などのため職務を執ることができないとき、辞職を願い出て、それが正当な理由と認められた場合、その職を失う。

第6節 監査委員

第41条(監査委員の目的)

監査委員は、本会の執行機関が適切に予算を執行し、その決算を偽りなく作成しているか監査する。

第42条(監査委員の選出)

監査委員は、自治会長が代議員会の分野代表のうちから互選された者2名を任命する。

2 監査委員の任期は分野代表の任期に準ずることとする。

第43条(監査委員の罷免)

自治会長は、代議員会において当該の監査委員から事情を聞いた上で、以下の場合に限り代議員会の議決を

以て監査委員を罷免することができる。

- (1) 監査委員が心身の故障のため職務遂行が不可能と認められるとき。
- (2) 監査委員に職務上の義務違反及び監査委員として不適切な言動があると認められるとき。

第44条(監査委員の辞退)

監査委員は、任期内に職を辞するには、自治会長の承認を得なければならない。

第45条(監査委員の内容)

- (1) 自治会執行部の予算・決算の監査

第3章 会計

第46条(会計の管理)

本会の資産は、会計がこれを管理する。

第47条(会計年度)

本会の会計年度は、5月1日から翌年の4月30日までとする。

[一部改正 令和5年規則第2号]

第48条(自治会費)

自治会執行部は、会員から自治会費として年間1,000円を徴収する。

第49条(自治会費の徴収)

自治会費は、会員が一年次に4年間分の自治会費を一括で納入するものとする。

- 2 過年度生からは、自治会費の徴収は行わない。
- 3 編入生からは、編入年度に残りの在学年数に応じて、一括で自治会費の徴収を行う。

第50条(退学者の返金措置)

退学者の過払い分の自治会費は、所定の手続きを行うことで、返金することとする。

第51条(会計監査)

会計は、月毎に決算を作成し監査委員の監査を受けなければならない。

第52条(決算報告)

会計は、会計年度ごとに決算を作成し次年度の学生総会で承認を受けなければならない。

第4章 補則

第53条(規約)

本会は北海道教育大学札幌校学生自治会規約(以下当規約)に則って活動を行う。

第54条(規約の改正)

当規約は以下の場合に一部又は全部を改正することができる。

- (1) 会員の10分の1の署名が提出され、学生総会で承認されたとき。
- (2) 代議員の過半数の署名が提出され、学生総会で承認されたとき。
- (3) 自治会執行部より改正が求められ、代議員会及び学生総会で承認されたとき。

附則 [令和6年規則第3号]

この改正規約は、令和6年9月1日より適用する。

附則 [令和5年規則第2号]

この改正規約は、令和5年6月1日より適用する。

ただし、会計年度について令和5年4月の会計は令和4年度決算に含む。

附則(一部改正)

この改正規約は、令和4年7月1日より適用する。

付記

- (1) 2019年4月時点の3年生・4年生については、前年度までに納入した藍涼祭参加費又は新入生歓迎会費をもって本会費を納入したとみなす。